

講義名	経済法 A		
科目区分	学部専門科目		
担当教員	小畑 徳彦		
開講期・曜日・時限	前期 水曜日 1時限	授業形態	
履修開始年次	3年生	単位数	2
		備考	

主題と概要
この講義では、最近の独占禁止法違反事例を紹介しながら、企業が事業活動を行う際の基本ルールを定めている独占禁止法について学びます。独占禁止法は、事業者間の自由で公正な活動を維持・促進するための法律です。なぜ事業者間の競争を維持・促進することが必要なのでしょう。どのような行為が独占禁止法違反となり、違反したらどうなるのでしょうか。この講義によって、社会に出て経済活動に携わっていくために必要不可欠ともいえる経済法の考え方や知識を身につけてください。

到達目標
独占禁止法のうち私的独占、不当な取引制限及び企業結合規制について、どのような行為がなぜ禁止されているのか、違反した場合にどのような行為がとられるのかを理解し、具体的な事例に当てはめて、違反となるかどうか、どの条項に該当するかを判断し、それを説明できるようにする。

提出課題
授業の理解度を確認するため、毎回確認テスト（論述式）を行い、授業時間内に答案を提出してもらおう。そのほか、4回程度小テスト（論述式、次回までに提出）を行う。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック
確認テストは、次回の講義の冒頭に解説・講評をする。小テストも提出期限後に解説・講評をする。

評価の基準
毎回の確認テスト60%、小テスト40%

履修にあたっての注意・助言他
勉強して内容を理解し、事例に当てはめることができるようにならなければ単位はとれません。しっかりと授業を受けて確認テストの問題を解き、復習して次回の解説を聞いて自分の理解が正しいかどうかを確認し、さらに復習するといった地道な学習を続けることが大切です。分からないことがあれば、参考書を読んだり確認テストや小テスト提出時に質問を書き加えるなどして、確実に理解するようにしてください。

教科書
. 使用しない。

プリント資料及び参考文献
毎回RYUKA PORTALでレジュメと講義スライドを配布する。その他、適宜資料を配布する。
<参考文献> 菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法（第2版）』商事法務 2400円 鈴木加人、小畑徳彦他『IT経済法』法律文化社 2700円 川澄昂ほか『ベーシック経済法（第5版）』有斐閣アルマ 2100円

授業計画
<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済法とは何か 2. 不当な取引制限（1）カルテル 3. 不当な取引制限（2）入札談合、受注調整 4. 不当な取引制限（3）競争制限目的ではない共同行為 5. 私的独占（1）支配型私的独占 6. 私的独占（2）排除型私的独占 7. 事業者団体の活動と独占禁止法 8. 違反行為に対する措置（1）排除措置命令、課徴金納付命令 9. 違反行為に対する措置（2）刑事罰、損害賠償請求 10. 企業結合（1）企業結合とは何か、企業結合の届出 11. 企業結合（2）企業結合の審査と措置 12. 国際的競争制限行為と独占禁止法 13. 米国反トラスト法の概要と運用 14. EU競争法の概要と運用 15. 経済法Aのまとめ

授業形態（アクティブ・ラーニング）
ア：PBL（課題解決型学習）
イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート
エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション
カ：実習、フィールドワーク

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間
シラバスを見て次回の授業について参考書等で予習する。（各回1時間） 授業を受けた後、配布したレジュメや資料、スライドを利用して授業の内容を復習する。そして、授業の最後に出された問題をもう一度解いてみて、次回の授業の際の問題解説で確認し再度復習する。（各回3時間） 小テストは成績の40%を占めるので、レジュメや資料、参考書を利用して十分に調べた上で答案を作成し、期限内に必ず提出する（小テスト1回につき3時間）。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用
公正取引委員会に約30年間勤務し、独占禁止法の違反事件調査を行った。その経験を生かして、社会に出たときに役立つ実践的な講義を行いたい。

備考
授業を受けて確認テストや小テストを提出するだけでは単位は取れません。毎回しっかりと授業を理解して問題に答え、復習し、次回に行う問題の解説によって再度復習して確実に理解するようにしてください。そうすれば、小テストでもよい点数がとれるようになります。